

水道料金改定のお知らせ

令和4年10月使用分から新料金となります

本市の水道料金は、平成20年に料金単価を統一して以降、14年間現行料金を据え置いてきましたが、将来にわたって安全・安心な水道水をお届けするため、このたび、水道料金を改定します。
皆さんにはご負担をおかけしますが、今後とも効率的な事業運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。（下水道使用料の改定は今回ありません）

水道料金改定の経緯

本市水道事業が厳しい経営環境に置かれている中、市では昨年3月、安定した経営継続に向けて、今後10年間の経営計画である「経営戦略」を策定しました。これに基づき健全経営化の取組を進めるため、減収が続く水道料金のあり方について、市の諮問機関である上下水道事業審議会へ諮問を行い意見を求めました。審議会では、市が示した改定方針などを基に審議が行われ、「将来にわたって安定した経営を継続するためには、水道料金改定はやむを得ない」との答申の提出がありました。これを受け、料金改定実施の経営判断に至り、本年3月、「給水条例」改正案が市議会で議決されたことから、水道料金を改定することとしました。

水道料金改定までの経緯

令和2年	7月～	経営状況の把握、分析など
令和3年	3月	事業経営の基本計画「経営戦略」を策定
	10月	「水道料金のあり方」について審議会へ諮問（意見を求める）
	11月～	諮問内容を審議会で審議
	12月	審議会から「料金改定はやむを得ない」との答申書を受理
令和4年	3月	水道料金改定案を議決
	10月	新水道料金適用予定

料金改定の必要性

節水機器の普及や、合併以降進んだ人口減少により、水道料金収入は減少傾向となっています。加えて、高度経済成長期に整備した水道管をはじめとする水道施設の老朽化により、修繕・更新費用がかさんでいることが、本市水道事業の経営に大きな影響を与えています。
これまで、事業経営の効率化を図り、人件費や維持管理費の削減に取り組んできましたが、今後も一層厳しい経営環境に置かれることが予想されます。
そのため、ここで水道料金を改定しなければ、これら老朽施設の更新や、地震や災害に備えた水道管や浄水施設などの耐震・強靱化ができなくなってしまいます。

料金改定の内容

平均改定率10%

新料金適用後の4年間で平均10%の増収を見込んで、基本料金、従量料金単価を値上げします。

基本水量の廃止

これまで基本料金に含まれていた2ヶ月で20㎡までの基本水量を廃止します。これにより、負担の公平性を確保します。

調整単価の導入

基本水量廃止による大幅な値上げを抑制するため、口径40mmまでの料金に調整単価を導入します。これにより、使用水量の少ない人の料金引き上げ幅を抑制します。

料金算定期間の変更

使用期間が2カ月に満たない場合の料金計算は、これまで半月単位で行っていましたが、水道料金改定に伴い1ヶ月単位に変更します。また、下水道使用料についても、最低1カ月単位の料金計算に変更します。

改定後の水道料金

改定後（2ヶ月あたりの税抜単価）

口径・用途	基本水量	基本料金	従量料金 (1 m ³ あたり)	
			～ 20 m ³	21 m ³ ～
13 mm	廃止	2,000	10	
20 mm		3,000		
25 mm		4,500		
30 mm		9,200		
40 mm		10,800		
50 mm		14,200		
75 mm		33,000	140	
100 mm		53,400		
150 mm		160,000		
船舶用		-		

現行（2ヶ月あたりの税抜単価）

口径・用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡あたり)
13mm	20㎡	2,000	126
20mm		2,880	
25mm		4,280	
30mm		9,080	
40mm		10,000	
50mm		14,200	
75mm		30,000	
100mm		48,600	
150mm	-	107,480	185
船舶用		-	

※改定後は基本水量の廃止により1㎡の使用から基本料金に加え従量料金が発生します

※上記以外の「湯屋」、「消火兼用栓」、「消火栓」の用途別料金は廃止となります

計算例（3～4人世帯のモデルケース）

口径13mm使用で2ヶ月40㎡使用した場合

現行（基本料金 2,000 円 + 従量料金 @ 126 円 × (40㎡ - 基本水量 20㎡)）× 1.1
= 4,972 円（税込）

改定後（基本料金 2,000 円 + 従量料金 @ 10 円 × 20㎡ + @ 140 円 × 20㎡）× 1.1
= 5,500 円（税込）

▶ 2ヶ月間では528円、1年間では3,168円の負担の増加

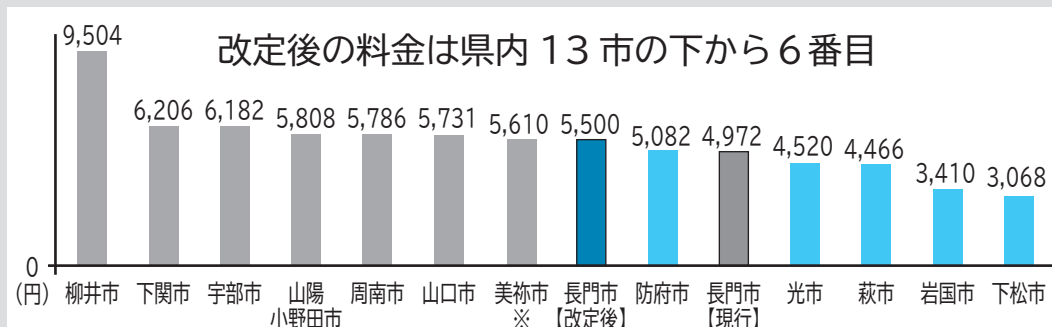
新料金早見表（2ヶ月あたりの税込額）

使用水量	口径13mm使用の場合		
	水道料金		改定後水道 下水道料金
	現行	改定後	
0㎡	2,200	2,200	5,060
5㎡	2,200	2,255	5,115
10㎡	2,200	2,310	5,170
15㎡	2,200	2,365	5,225
20㎡	2,200	2,420	5,280
30㎡	3,586	3,960	8,305
50㎡	6,358	7,040	14,410
70㎡	9,130	10,120	20,570
100㎡	13,288	14,740	29,810

新料金適用時期

地区	使用期間		
	9月	10月	11月
偶数月 検針地区 通、仙崎、日置、 油谷地区	現行料金 10月検針・請求	新料金 12月検針・請求	
奇数月 検針地区 東深川、西深川、 深川湯本、俵山、 三隅地区			
	現行料金 11月検針・請求		新料金 1月検針・請求

県内比較（口径13mmで2ヶ月40㎡使用した場合の税込額）



※美祢市は令和4年4月改定後の料金

詳しい情報は

水道料金改定に関する詳しい情報は、別冊のQ&Aでご確認ください。

図 上下水道局管理課 ☎ 23-1169